

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【公開番号】特開2012-223599(P2012-223599A)

【公開日】平成24年11月15日(2012.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2012-048

【出願番号】特願2012-156211(P2012-156211)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月22日(2013.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第一の図柄変動表示を少なくとも実行可能な第一の図柄表示手段と、

第二の図柄変動表示を少なくとも実行可能な第二の図柄表示手段と、

前記第一の図柄表示手段を少なくとも制御可能な制御手段と、

先読み予告を少なくとも実行可能な先読み予告手段と、

を備えた遊技台であって、

前記制御手段は、前記第二の図柄表示手段を少なくとも制御可能なものであり、

前記制御手段は、第一の保留条件の成立があった場合に、前記第一の図柄変動表示の開始を保留する制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記制御手段は、第二の保留条件の成立があった場合に、前記第二の図柄変動表示の開始を保留する制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記制御手段は、第一の保留消化条件の成立があった場合に、前記第一の図柄表示手段による図柄変動表示を開始させる制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記制御手段は、第二の保留消化条件の成立があった場合に、前記第二の図柄表示手段による図柄変動表示を開始させる制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第二の保留消化条件は、前記第二の図柄変動表示の開始が保留されていることを少なくとも含むものであり、

前記第一の保留消化条件は、前記第二の図柄変動表示の開始が保留されておらず、かつ前記第一の図柄変動表示の開始が保留されていることを少なくとも含むものであり、

前記先読み予告手段は、前記先読み予告として連続予告を少なくとも実行可能なものであり、

前記先読み予告手段は、割込図柄変動表示の実行中に、前記連続予告を少なくとも継続可能なものであり、

前記割込図柄変動表示は、二つの条件が前記連続予告の実行中にそれぞれ成立したことによって該連続予告の実行中に開始される図柄変動表示であり、

前記二つの条件のうちの少なくとも一つの条件は、前記第二の保留条件であり、

前記二つの条件のうちの少なくとも一つの条件は、前記第二の保留消化条件であり、

前記第一の図柄変動表示の開始が保留されていることを少なくとも表示可能な第一の保留表示手段と、

前記第二の図柄変動表示の開始が保留されていることを少なくとも表示可能な第二の保留表示手段と、
を少なくとも備え、

前記連続予告は、前記第一の保留表示手段において少なくとも実行可能なものである、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技台であって、

前記第一の保留表示手段は、保留アイコンの数によって、保留数を少なくとも示すことが可能なものであり、

前記保留数とは、前記第一の図柄表示手段による前記図柄変動表示の開始が保留されている数のことである、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の遊技台であって、

前記制御手段は、当否判定を少なくとも実行可能なものであり、

前記第一の図柄変動表示は、前記当否判定の結果に対応する図柄態様の停止表示を少なくとも含むものであり、

前記第二の図柄変動表示は、前記当否判定の結果に対応する図柄態様の停止表示を少なくとも含むものであり、

前記先読み予告手段は、前記停止表示よりも前に、前記当否判定の結果を少なくとも予告可能なものである、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項4】

請求項1又は2に記載の遊技台であって、

前記制御手段は、当否判定を実行可能な当否判定手段を少なくとも含む第一の制御手段であり、

前記第一の制御手段は、第二の制御手段に複数種類のコマンドを少なくとも送信可能なものであり、

前記第二の制御手段は、前記第一の制御手段から受信した前記コマンドに応じた制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第二の制御手段は、前記第一の制御手段とは別の基板により構成されており、
前記第二の制御手段は、前記第一の制御手段から受信した前記コマンドに基づいて、前記先読み予告を行うかどうかを判定する判定手段を少なくとも含むものである、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項5】

請求項3に記載の遊技台であって、

前記先読み予告手段は、前記当否判定の結果が特定の当否判定結果となる場合であり、
且つ第一の予告実行条件の成立があった場合に、成り立つものである、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項6】

請求項5に記載の遊技台であって、

前記第一の予告実行条件は、第一の確率で当選となる第一の予告抽選が行われ、かつ該第一の予告抽選に当選した場合に、成立するものである、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項7】

請求項5又は6に記載の遊技台であって、

前記先読み予告手段は、前記当否判定の結果が前記特定の当否判定結果とは別の当否判定結果となる場合であり、且つ第二の予告実行条件の成立があった場合に、成り立つものである、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 8】

請求項 7 に記載の遊技台であって、

前記第二の予告実行条件は、第二の確率で当選となる第二の予告抽選が行われ、かつ該第二の予告抽選に当選した場合に、成立するものである、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 9】

請求項 1 乃至 8 のうちいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記連続予告は、複数回の図柄変動表示の実行中に継続的に行われるものである、
ことを特徴とする遊技台。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

上記目的を解決する本発明の遊技台は、

第一の図柄変動表示を少なくとも実行可能な第一の図柄表示手段と、
第二の図柄変動表示を少なくとも実行可能な第二の図柄表示手段と、
前記第一の図柄表示手段を少なくとも制御可能な制御手段と、
先読み予告を少なくとも実行可能な先読み予告手段と、
を備えた遊技台であって、

前記制御手段は、前記第二の図柄表示手段を少なくとも制御可能なものであり、

前記制御手段は、第一の保留条件の成立があった場合に、前記第一の図柄変動表示の開始を保留する制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記制御手段は、第二の保留条件の成立があった場合に、前記第二の図柄変動表示の開始を保留する制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記制御手段は、第一の保留消化条件の成立があった場合に、前記第一の図柄表示手段による図柄変動表示を開始させる制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記制御手段は、第二の保留消化条件の成立があった場合に、前記第二の図柄表示手段による図柄変動表示を開始させる制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第二の保留消化条件は、前記第二の図柄変動表示の開始が保留されていることを少なくとも含むものであり、

前記第一の保留消化条件は、前記第二の図柄変動表示の開始が保留されておらず、かつ前記第一の図柄変動表示の開始が保留されていることを少なくとも含むものであり、

前記先読み予告手段は、前記先読み予告として連続予告を少なくとも実行可能なものであり、

前記先読み予告手段は、割込図柄変動表示の実行中に、前記連続予告を少なくとも継続可能なものであり、

前記割込図柄変動表示は、二つの条件が前記連続予告の実行中にそれぞれ成立したことによって該連続予告の実行中に開始される図柄変動表示であり、

前記二つの条件のうちの少なくとも一つの条件は、前記第二の保留条件であり、

前記二つの条件のうちの少なくとも一つの条件は、前記第二の保留消化条件であり、

前記第一の図柄変動表示の開始が保留されていることを少なくとも表示可能な第一の保留表示手段と、

前記第二の図柄変動表示の開始が保留されていることを少なくとも表示可能な第二の保留表示手段と、

を少なくとも備え、

前記連続予告は、前記第一の保留表示手段において少なくとも実行可能なものである、
ことを特徴とする。